公　　告

静岡市葵区松野の一部地内を受益地とする県営農地中間管理機構関連農地整備事業松野地区の計画を定めるに当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の３第７項において準用する同法87条の２第８項の規定により、計画の概要を縦覧するので、この旨を公告する。

なお、この計画の概要に意見のある者は、同法第87条の３第7項で準用する同法第87条の２第９項の規定に基づき令和８年12月７日までに意見書を提出されたい。

令和８年11月６日

静岡県知事　鈴木康友



１　縦覧する書類の名称
　県営土地改良事業計画概要書
２　縦覧期間
　令和８年11月６日から令和８年12月７日まで
３　縦覧場所
　静岡県中部農林事務所（静岡市駿河区有明町2-20　静岡県静岡総合庁舎内）
　静岡県中部農林事務所のホームページ
　(http://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/chubunorin/index.html)
　静岡市役所掲示場
４　意見書の提出方法
　書面にて県知事あて提出
５　意見書の提出先
　静岡県中部農林事務所　用地管理課

計画年度	令和８年度
都道府県	静　岡　県
所在地	静　岡　市

土地改良事業計画概要書

農地中間管理機構関連農地整備事業

松野（まつの）地区

事業主体	静　岡　県

土地改良事業計画概要書

第１章　目　　的

本県の茶業を取り巻く環境は、茶価の低迷、作業従事者の高齢化と後継者の不足等の諸課題により厳しい状況にある。その中で、優良な担い手が主体となり、効率的かつ安定的な茶工場の経営を促進する必要があり、このような担い手農家を育成し、農地集積を推進することが急務である。

本地域の農地は、小区画不整形で、乗用型茶園管理機による効率的な営農が困難な状況である。また、茶園と畑地が混在しており、農薬のドリフトの影響から収益性の高い有機茶への転換に支障をきたしている。さらに、農家の高齢化により、離農者が増えており、荒廃農地の増加が懸念されている。

そのため、区画整理を実施し、生産性の高い農地を創出するとともに、営農エリアをゾーニングすることで、収益性の高い農業の実現、担い手への集積・集約化を進める。

現況地区の面積　　ha

現況地目 ＼ 市町村名	水田	畑	樹園地	山林・原野	その他	計	備考
静岡市		4.5	8.6		0.8	13.9	

事業目的別受益面積　　ha

現況地目 ＼ 主幹事業	水田	畑	樹園地	山林・原野	その他	計	備考
区画整理		4.2	7.6		2.1	13.9	

第２章　当該土地改良事業の施行に係る地域の所在及び現況

１　地域の所在　　静岡県静岡市葵区松野

２　土質及び土壌　　水はけの良い肥沃な土壌

３　気　　象

年平均気温は 16.5℃、年間平均雨量は 2,325 ㎜で温暖多雨地域であり、茶を含め多様な作物の栽培に適している。

４　営農状況

本地域の農業は茶を主体としており、従来から共同製茶工場の設立や製茶業者と生葉売り農家の連携による生産体制を確立し、良質茶生産を推進してきたところである。

また、水はけの良い肥沃な土壌が葉茎菜類、根菜類の栽培に適しており、ブロッコリー、さといもなどの生産が盛んである。

しかしながら、リーフ茶の消費低迷や国内産地間競争の激化等による茶価の低迷、さらに茶生産従事者の高齢化と後継者の不足、生産基盤整備の遅延等により、茶業経営は一段と厳しさが増している。

生産基盤の状況としては、一部の道路及び排水路は市の事業にて整備されているが、ほ場区画は、そのほとんどが未整備であり、小区画不整形な茶園となっている。

このため、担い手等への農地集積・集団化を図り乗用摘採機等の導入により、作業の省力化が可能な区画整理を積極的に図っていく必要がある。

５　地域の環境

静岡市を縦断する安倍川に近接する本地域は、豊富な伏流水をもった清流の流域を囲む川沿いに位置し、大自然が創り出した茶どころ静岡で最も歴史ある「本山茶（ほんやまちゃ）」茶産地が河岸段丘上に広がっている。生産される茶葉は、川霧により照りつける日差しを遮り、また、昼夜の寒暖差が大きいことから昼間に蓄えられた養分が夜に冷やされ、平野部と比べて厚く柔らかく、甘味が生まれる特徴を持つ。

第３章　基本計画

区画整理 11.8ha（標準区画：耕区 50a）を行い、農地の集積・集約化を図ると共に、作物生産の増、営農経費の節減を図る。

第４章　工事の要領

１　区画整理

	事業量	備　　考
整地工	11.8ha	標準区画　耕区 50a
道路工	2.4km	B=3.0～4.0m
排水路工	2.1km	

第５章　換地計画の要領

１　換地計画の必要性

本事業により、工事前の土地の区画・形質が著しく変更されるため、従前の土地の上に存する権利関係を工事後の土地の上に確定させるため、換地計画を樹立する。

２　換地計画樹立の基本方針

（１）　従前地の地積

土地改良事業計画確定の日の登記簿地積とする。また、確定の日から３ヶ月以内に測量士、測量士補又は、土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して、申出があった場合にはその地積とする。

（２）　農用地集団化の方法

区分／工区分	地帯別グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の選択方法	一戸当りの目標団地数	区画畦畔の取扱
全工区	農用地利用集積別集団化作物別集団化	各人の従前地の最も密集した位置を中心に集団化するが利用権設定農地については原則として耕地者ごとに集団化する。	１～２団地	移動畦畔

（３）　非農用地換地の方針

なし

（４）　清算の方法

増加額比例地積割清算方式

3　土地改良法第５条第６項に規定する国有地等の編入承認にかかる地積

（単位：ha）

工区	区分／用途	公用公共用地				一般	合計
		国有地	県有地	市有地	計	国有地	
全工区	道路	－	－	0.8	0.8	－	0.8
	水路	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	0.8	0.8	－	0.8

第６章　費用の概算　（単位：千円）

工　事　費	672,000 千円
事　務　費	33,000 千円
計	705,000 千円

第７章　効用

（単位：千円）

区分	年効果額	年総増加所得額	備考
作物生産効果	21,784	42,383	総費用
営農経費節減効果	18,002	18,002	583,634
維持管理費節減効果	△300	△219	総便益
地籍確定効果	155	－	716,979
国産農産物安定供給効果	4,679	－	総費用総便益比
計	44,320	60,166	1.22

第８章　他の事業との関連

特になし

第９章　計画一般図

別紙のとおり

2　事業費の負担区分の予定、受益者分担金の負担方法及び造成施設の管理方法

1　事業費

農地中間管理機構関連農地整備事業　松野地区

工事費	672,000,000円
事務費	33,000,000円
計	705,000,000円

2　負担区分及び負担割合

区　分	国　庫	県　費	受益者分担金		市町村負担金 (法第91条第6項)
			土地改良区等 (法第91条第1項及び第4項)	市町村 (法第91条第2項)	
工事費	62.5%	30%			7.5%
事務費		100%			

(1) 事業費は、物価の変動により増減する場合がある。

(2) 補助の対象にならない経費及び本事業推進上、特に必要な経費は受益者の負担とする。

3　受益者分担金の負担方法

なし

4　農地の転用に伴う国費・県費の徴収

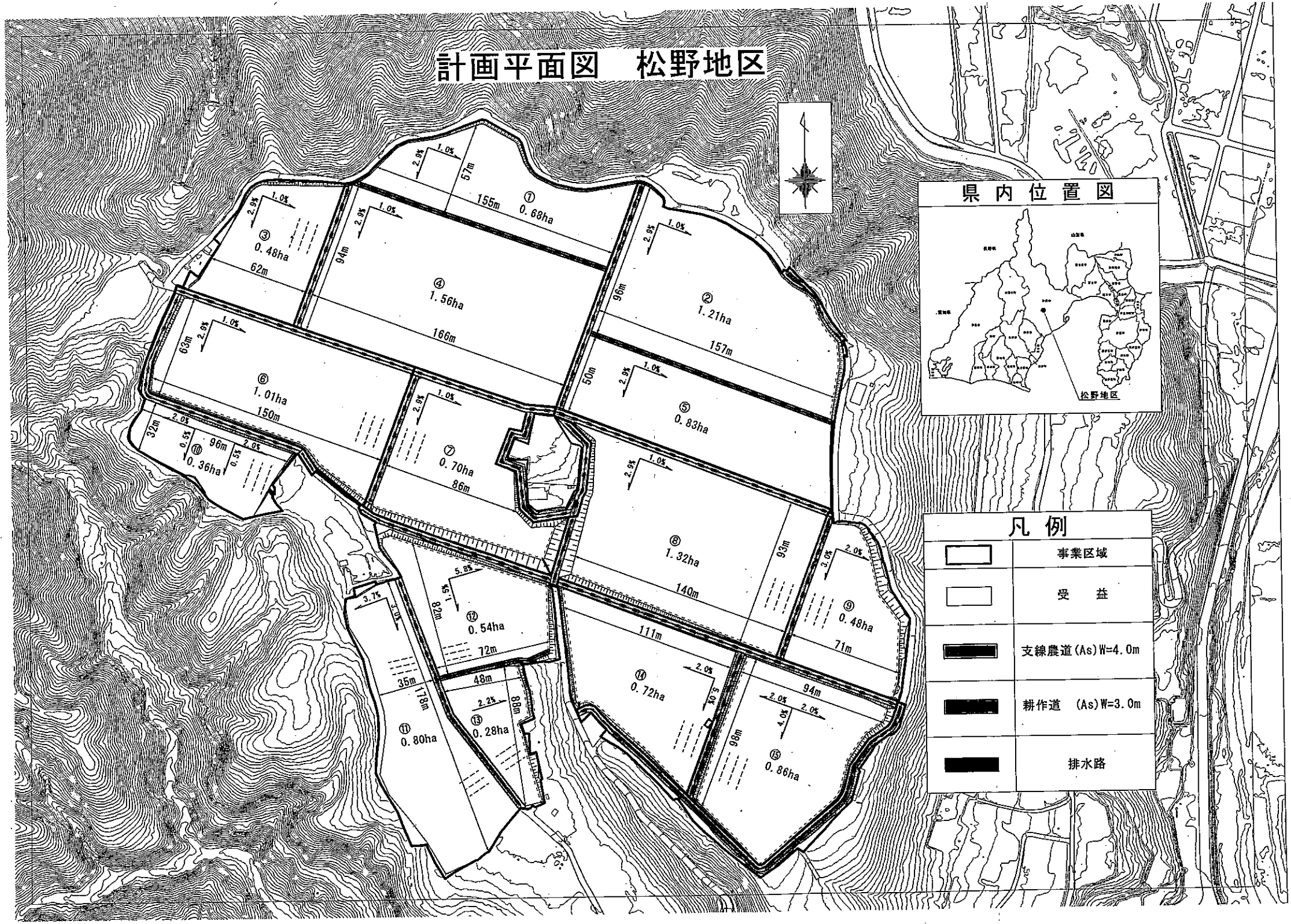
この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して８年以内に転用された（農用地でなくなった）場合は、本事業に要した国費・県費のうち当該転用された面積に相当する金額を、当該転用農用地につき土地改良法第３条に規定する資格を有する者から徴収することがある。

5　造成施設の管理方法

この土地改良事業により造成された土地改良施設は、以下のとおり静岡市が静岡県から譲与又は引き渡しを受け、条例に基づき管理する。

土地改良施設名	譲与先
農道	静岡市

計画平面図　松野地区


①
0.68ha
155m
57m
②
1.21ha
157m
96m
③
0.48ha
62m
94m
④
1.56ha
166m
⑤
0.83ha
50m
⑥
1.01ha
150m
63m
⑦
0.70ha
86m
⑧
1.32ha
140m
95m
⑨
0.48ha
71m
⑩
0.36ha
96m
32m
⑪
0.80ha
178m
35m
⑫
0.54ha
72m
82m
⑬
0.28ha
48m
88m
⑭
0.72ha
111m
⑮
0.86ha
94m
98m
1.0%
2.9%
2.0%
3.0%
5.8%
3.7%
2.2%
4.0%
県内位置図
松野地区
凡例
事業区域
受　益
支線農道(As)W=4.0m
耕作道　(As)W=3.0m
排水路